

集団的自衛権と安全保障法制②

京都大学人文科学研究所教授 山室 信一 氏

はじめに

前回は集団的自衛権の行使容認や、安全保障法制の整備に賛成の立場から、田母神俊雄氏のご意見を紹介したが、今回はそれらに反対する立場から、京都大学人文科学研究所教授、山室信一氏のご意見を紹介する。

山室信一氏は東京大学法学部を卒業後、衆議院法制局参事、東京大学社会科学研究所助手、東北大学助教授を歴任。現在、京都大学人文科学研究所教授として活動されている。集団的自衛権の行使容認、あるいは安全保障法制成立の過程における問題点や、必要性という観点からお話を伺った。

過程における問題点について

集団的自衛権の行使容認や平和安全法制成立までの過程について、どのように思われますか。

まず始めに申し上げたいのは、いかに政策的な必要性があるとしても、憲法を無視することはできないということです。それを認めてしまうと、日本は法治国家でなくなってしまう。それにも

拘わらず、昨年（二〇一四）年の七月一日、安倍内閣は閣議決定で、内閣法制局の歴代解釈を変更し、集団的自衛権の行使を部分的に認める決定をしました。しかもその過程では、内閣法制局の中でしっかりとした議論は、ほとんど行われず、審議記録さえ残されませんでした。

またこの点について政府は「国民の生命・財産・幸福追求の権利が根本的に覆される明白な事態がある場合に限り行使を認める。完全な集団的自衛権の行使を認めるわけではないから、憲法違反ではない」と、あくまでも今回の行使容認は、憲法の範囲内だという説明をしています。確かに、そのように厳密な歯止めが実効性をもつのなら合憲性が認められるかもしれませんが、国会答弁で明らかになったことは、「全ての事態を総合的に判断して、そのような事態を認定する」というわけですから、行使に事実上は何の歯止めもないわけです。このように行使を認める基準が曖昧では、「憲法の範囲内」という肝要な要請も揺らいでしまいます。

次に、このような集団的自衛権の行使容認を前提とした安全保障法制が国会で「可決」されましたが、テレビ中継で明らかのように特別委員会による「可決」は参議院委員会規則にてらせば無効

と判断されます。それは直後に出了速記録に「聴取不能」とあるのを見れば明白です。

また、政府が本当に説明責任を果たしてきたのか、についても疑念があります。昨年の閣議決定以降、与党は国民に向けて、しっかりと説明していくと語っていました。しかし、一二月の衆議院選挙で安倍総理は「アベノミクス」選挙を謳い、この問題が争点化することを避けました。自民党の公約の中にも、二四〇番目くらいに少し記述があっただけで、しかも集団的自衛権の言葉もありませんでした。公明党の意向もあり、統一地方選挙の終了まで、この問題はほとんど表に出てこなかったのです。

ですがその一方で、安倍総理は二〇一五年四月、「今年の夏までに安保関連法案を可決する」とアメリカ議会での演説で約束しました。そして、その後、五月一五日になって初めて法案が提出されました。つまり、日本国民がその内容をほとんど知らないまま、総理がアメリカで法案の成立を約束し、法案が作られていたわけです。民主主義、立憲主義国家では、手続きのルールを守ることが大前提ですが、この点に照らしてこれは非常に大きな問題だったと思います。また、これで仮に法案が通らなかつたら、いわば総理がアメリカ議会

を欺いたことになり、外交上も大きな問題となっていたはず。国会が国権の最高機関である、という原理が無視されたことは決して看過できない問題です。

それから、今回一〇本の法案が一まとめになっ
て提出されましたが、これはどう考えても普通では
ありません。本来一つの改正法案をそれぞれ議
論していく必要があるのに、これでは国会が「ど
こをどう改正するか」という議論をすることが、
非常に難しくなっています。非常に乱暴なや
り方だったことは衆議院特別委員会の浜田靖一委
員長も苦言を呈されていましたね。

さらに、国会審議が行われている中で、麻生太
郎財務大臣が「安全保障関連法案について色々意
見があるとしても、法案が通ってからいつてほし
い」として一種の箝口令を敷かれたことは、法案
を議論すべき議員の存在意義を否定するものでし
た。こうした一連の事態の中で、この法案が審議
されたことは日本の憲政史に大きな汚点を残した
のではないでしょうか。

必要性について

集団的自衛権の行使容認や、安全保障法制の整備
の必要性については、どのように思われますか。

私は今回の集団的自衛権の行使容認や、安全保
障法制の整備の必要性については、疑問に感じて
いるところがあります。

まず集団的自衛権の必要性について、例えば、
これは安倍総理も言っていることですが、「アメ
リカ軍が日本人のために血を流すのに日本人がア
メリカ軍のために血を流さないのはおかしいでは
ないか」という説明がされます。ですが、これこ
そおかしな話です。戦後七〇年間で日本人のため
に死んだアメリカ軍の兵士はいません。一方で、
現在多くの米軍基地が日本にあり、日本列島その
ものがアメリカ軍の基地のようになっていきます。
そしてアメリカ軍の事故のために、多くの日本人
が死傷してきたのが事実です。また集団的自衛権
が認められると、日本が得られる情報が増える
という議論がありますが、これもそうはならないと
思われます。やはり、アメリカ軍は軍事的な主導
性を保とうとして、重要な情報は容易には伝えな
いでしょう。

それから、安全保障法制の整備全般について、
国際政治学者などの一部からは危険が高まってい
るとの意見が出されますが、「どの程度、どうい
う脅威が高まっていて、それにどういう風に対応
するからこの法案が必要なのか」とについての説明
が明確になされてはいません。法を作るときには、
「どのような事実があつて、それにどう対応する

からこの法律が必要なのだ」という、立法事実
に関する議論が不可欠となりますが、唯一の事例と
強調されていたホルムズ海峡における掃海出動が
結局は雲散霧消したように、今回の安全保障法案
では、この立法事実についての論証が決定的に欠
けていると思います。

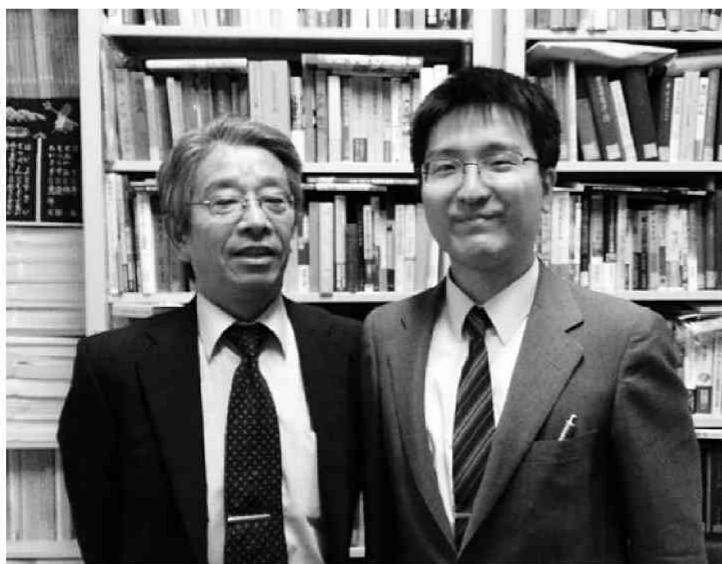
安全保障上の脅威として、よく中国や北朝鮮が
語られますが、まず中国については、確かに中国
の軍力は増えています。しかし一方で、三〇万
人の人民解放軍を削減するという話¹が出てきて
います。それから、確かに尖閣諸島を含めた周辺
地域で、中国が小競り合いを起こす可能性はある
と思います。しかし、それが戦争に発展する可能
性はどうかと聞かれると極めて低いと思います。
中国は現在、かなり経済が沈滞しているという見
方が出てきています。そうであるとすれば、中国
にとって必要なのは、日本やアメリカの投資や貿
易なはず。経済成長を維持することは中国共
産党の支配正当性を支える基軸なので、そこ
でなぜ戦争をする必要があるのでしょうか。さ
らに、今の米中関係はどうかというと、定期的に
軍事協議が行われています。そして、訓練の時に
はお互いを監視できる状態になっています。つま
り、米中の間では、軍事的な暴発を防ぐパイプが
設けられているわけです。ところが、日本と中国
の間では紛争回避の回路がない。日本が怠ってき

たこういう外交的努力を励行することが先決なはずです。しかし、こうした外交的失敗から目を逸らさせるために、危機状況が声高に喧伝されているというのが真情ではないでしょうか。

それから北朝鮮についてですが、核の脅威とよく言われますけど、冷戦時代のソ連に比較してどれだけの核があるのでしょうか。確かに数の問題ではないかもしれませんが。ですが北朝鮮にとつて、日本を攻撃することに今、どういうメリットがありますか。現在、北朝鮮の外貨はほとんどが、中国そして朝鮮総連を含めた日本に住む方々を通じて人つています。中国も北朝鮮の核開発には強く反対しています。ですから、北朝鮮が日本と敵対するということは、自分たちの首を絞めることに他なりません。北朝鮮が核開発を誇示するのは、あくまでイラクの様な形で自らが潰されないようにするための保険であり、それをアメリカに保障してもらうためです。例えば以前、六か国協議²というものがありませんか。それを進めるためには、やはりアメリカを議場へ引きずり出さなくてはならない。そのための道具として、核をちらつかせているわけです。そうすると、核不拡散という観点からアメリカの参加が見込めますからね。

また、軍事的な能力を高めれば、抑止力が高まるというロジックは、私に言わせれば全くの虚構

です。軍事力が高まれば、もちろん、相手側もそれに応じて軍事力を高めてきます。いわゆる安全保障のジレンマですね。しかし、抑止力には別の考え方があります。それは安心供与です。相手に、「私たちは、これ以上の行動には出ない」と、知らせることです。例えば日本と中国が互いに、「これ以上は踏み込まない」という認識を共有できたときに、初めて抑止は成立します。尖閣諸島の例でいえば、日本が海上保安庁しか出さないのなら、中国も海警しか出さないという合意が暗黙であれ双方にあることが必要です。しかし、自衛



山室信一氏（向かって左）と筆者。
興味深い本がたくさん並んでいました。

隊の出動となれば、対抗上、人民解放軍を出さざるをえなくなる。逆も同じです。

そういう意味で言うと、今回の安全保障法制を巡って、国会前だけでなく、日本の津々浦々であれだけの抗議デモが行われました。これは、「日本人は、これだけ戦争に反対している、安倍政権であれ簡単には軍事行動はできない」という国際的な安心供与になったと思います。中国に対しても、これが大きな抑止力となります。

日本の民主主義について

今回の安全保障法制の審議では、「日本の民主主義の在り方が問われた」という人もいます。先生は日本の民主主義の現状をどうご覧になりますか。

今回の安全保障法制の議論ではSEALDs³の活動などが大きく取り上げられましたが、一日起こっていることに対して、国民がレスポンスするレスポンスビリティがやつと、日本の中で自覚され始めたのだと思います。これは重要な意義と可能性をもつはずで、デモの意見を全部のむ必要はありませんが、このようにして表明される意見はやはり一つの声として、きちんと国会の議論に反映されるべきだと思います。ただ、まだまだ不十分で、例えば京都大学、東京大学の人た

ちは反応が鈍いようです。集会などにもほとんど若い人が集まりません。同志社大学や関西学院大学や神戸大学などの学生さんは、自分で勉強して自らの意見を表明しています。政治的争点が自分たちの問題であることを自覚することが民主主義の前提となりますが、特に政治学や政策学を学んでいる人が、現実政治に無関心でいられるのは不可思議です。

それから安全保障法制の問題とは直接関係ありませんが、政治家の世襲制は問題だと思っています。これは日本だけでなく東アジア全体に見られる傾向で、安倍総理、習近平国家主席、金正恩第一書記、朴槿恵大統領は皆世襲です。世襲制の何が問題かと言うと、まず先代がやったことを否定できなくなることです。例えば安倍総理は、岸さんの政治をなかなか否定できません。そこで各国が軋んでしまって動かなくなります。それから、政治家同士の勉強での競争がなくなるという問題もあります。私が国会に務めていたころは中選挙区制で派閥がありました。その頃は族議員がいて、政策のエキスパートになるべく勉強されていました。私が担当した厚生委員会では橋本龍太郎さんなども年金法や保険の話など非常に細かく勉強され、その中で頭角を現していきました。族議員がいることには弊害もありましたが、少なくとも族議員はその専門とする立法には一家言を持た

れていました。しかし、小選挙区制の下で世襲議員が多数となると政策での競争がなくなり、縮小再生産に入ってしまったています。ですが本来は、それこそ公共政策大学院のようところで学んで、実務を経験した人が政治家になることが必要でしょう。そうでないと国会での議論が政策ぬきの単なるイデオロギー闘争になってしまいます。

メッセージ

最後に、公共政策大学院の学生に、メッセージをお願いします。

まず、どんな政策を立案し、実施するにしても、より広く、より深く知識を得ることが肝要だと思います。今の社会は、全ていろんな分野の相互関連性の中で動いているからです。

政策を作るときにはいろんな側面が出てきます。そのメリットとデメリットをどれだけ挙げられるかによって、より良い政策に結実します。自分の専門外のことも、いろんな事情を知っていなければ、どういうときに何が起こるかは想定できません。そこで危害を除去できないと、想定外の問題が災厄となって現れます。私などはサラリーマン家庭で育ったためか、落語や講談などの大衆演芸や歌謡曲も好きで幼い頃から日常的に接してい

ます。そして、ただ楽しむだけでなく、それらに接する中で、自分のできない人生を追体験し、いろいろ考えてきました。

次に、どんな職場にあっても「場をこなす」とが重要です。そして「場をこなす」ためには、自分で場を作らないとだめなわけです。だから「この問題は自分には関係ないよ」というのではなくて、どんな問題であつても入り込んでいって、自分なりの解を出すというトレーニングが大切だと思います。それを重ねていけば、本番の時に役立ちます。誰かの話と、その人とは全く反対の考えの人の話を聞いて、自分はこういう反応をすべきなのかを考える。例えば今回の安全保障法制について、反対派、賛成派それぞれの新聞や雑誌を読む。このようにして自分の中に、多様性を持った「異見」を養うことが非常に大切です。「自己内対話」によって異なった見方をより多く蓄えて、必要な時にいかに適切に表明できるかが大きな財産となるはずで

最後に、目を国内だけに留めないということも大切です。もはや陳腐な表現となりましたが、「グローバルに考え、ローカルに行動する」ためには、他国のことについても自らが立脚する現場についてもしつかり知る必要があります。それは何も語学だけを意味しません。翻訳されたものに接するということでも良いですし、海外に友人を



山室 信一
やまむろ・しんいち

一九五一年、熊本市生まれ。東京大学法学部を卒業後、衆議院法制局参事、東京大学社会科学研究所助手、東北大学助教授を経て、現在、京都大学人文科学研究所教授。専門は近代法政思想連鎖史。主な著作に「法制官僚の時代」（木鐸社）「キメラ―満洲国の肖像」（中央公論新社）「思想課題としてのアジア」（岩波書店）「憲法9条の思想水脈」（朝日新聞出版）などがある。二〇〇九年、紫綬褒章を受章。法学博士。

持つということでも良いでしょう。例えば、戦後七〇年談話が出ましたが、これについてドイツやアメリカ、中国などの知人が直ぐに各国の反応を知らせてくれました。こうした回路を通じて、他の国が日本をどのように見ているかというのがわかります。そういうネットワークを作るのは大事なことだと思います。

まとめ

以上、山室信一氏からお話を伺った。

山室氏には、集団的自衛権の行使容認、あるいは安全保障法制成立の過程における、立憲主義、民主主義に照らした問題点や、そうした措置が本当に必要なかという点について語って頂いた。

今回見てきたように、集団的自衛権の行使容認、安全保障法制の整備については、賛成、反対それぞれの立場から様々な議論があった。

ただ一つ確実なことは、賛成、反対いずれの立場に立つにせよ、この問題に不断の関心を持ち続けることが極めて大切だということだろう。安全保障法制は最終的に可決されたが、この問題は、決してこれで終わりではない。これから、今回成立した法律の具体的な運用について、より議論が加速していくだろう。今回の特集が読者の皆様にとって、日本周辺の環境やそれを踏まえた議論の行方をしっかりと注視し、祖国の未来に責任ある判断をして頂くための、きっかけとなれば幸いである。

（取材…一〇月一三日・文責…福島雅博）

脚注

¹ 習近平国家主席は今年の九月三日、人民解放軍を三〇万人削減すると発表し、また中国国防省は、それを二〇一七年までに終えると発表した。ロイター通信「中国軍の兵力三〇万人削減、一七年末までに実施―国防省」

(<http://jp.reuters.com/article/2015/09/03/ww2-anniversary-china-defence-idJPKCN0R31T20150903>) 参照

(二〇一五年一〇月一八日最終閲覧)。

² 北朝鮮の核問題に関する、関係各国の外交当局の局長級の担当者間での会議の名称。米国、北朝鮮、韓国、中国、ロシア、日本が参加する。
³ 安全保障法制の整備に対する反対運動において、存在感を示した学生団体。